

議案第 8 号

令和 7 年 3 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 6 年度刈谷市教育費 3
月補正予算（第 8 号））に関する意見の聴取について

令和 7 年 3 月刈谷市議会定例会提出議案等（令和 6 年度刈谷市教育費 3 月補正予
算（第 8 号））に関する意見の聴取については別紙のとおりであり、意見を求める。

令和 7 年 3 月 1 8 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 1 項第 1 0
号の規定により必要があるからである。

令和6年度刈谷市教育費3月補正予算(第8号)(案)

【歳出】

(単位：千円)

科 目	補 正 額	事 業 等 内 容
10款 教育費		
2項 小学校費	262,100	
1目 学校管理費	262,100	小学校改修事業 112,000 ・改修工事費 112,000 体育館トイレ等改修事業 150,100 ・改修工事費 150,100
3項 中学校費	804,900	
1目 学校管理費	804,900	雁が音中学校大規模改造事業 680,000 ・改修工事費 680,000 体育館トイレ等改修事業 124,900 ・改修工事費 124,900
10款教育費 補正額合計	1,067,000	補正後 10款教育費 10,598,980

補正後 一般会計予算額	75,662,692
予算額構成比	14.0 %

議案第 9 号

令和 6 年度刈谷市教育委員会点検・評価報告書について

令和 6 年度刈谷市教育委員会点検・評価報告書（令和 5 年度事業対象）については、別紙のとおりとする。

令和 7 年 3 月 1 8 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項の規定に基づき刈谷市教育委員会点検・評価結果に関する報告書を作成し、公表するに当たり刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 1 項第 1 4 号の規定により必要があるからである。

別紙省略

（教育委員会の点検・評価
報告書ページ参照）

議案第 10 号

刈谷市図書館条例施行規則の一部改正について

刈谷市図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 18 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

刈谷市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市図書館条例施行規則（昭和 45 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表刈谷市中央図書館の部 4 月から 9 月までの項中「土曜日、日曜日」を「日曜日、土曜日」に改める。

第 7 条第 3 項中「衣浦東部広域行政圏内又は刈谷市を中心市として形成する定住自立圏内に在住し、又は勤務し、若しくは在学する」を「日本国内に住所を有する」に改める。

様式第 3 号中

「

通勤・ 通学先	名 称		電 話 番 号	() —
	所在地			

※学生等で住所を証明できるものがない方は、提示する証明書に記載の住所を下記に記入してください。

」

を

「

※学生等で住所を証明できるものがない方は、提示する証明書に記載の住所を下記に記入してください。

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出したのは、貸出券の交付を受けられる者の範囲の拡充等に伴い必要があるからである。

新旧対照表

議案第 1 0 号関係資料

○刈谷市図書館条例施行規則

新

(閲覧時間)

第 3 条 閲覧時間は、次のとおりとする。

名称	期間	時間
刈谷市中央図書館	4 月から 9 月まで	午前 9 時から午後 7 時まで (<u>日曜日、土曜日</u> 及び祝日は、午前 9 時から午後 6 時まで)
	10 月から翌年 3 月まで	午前 9 時から午後 6 時まで
刈谷市富士松図書館	4 月から翌年 3 月まで	午前10時から午後 6 時まで

(館外貸出しの手続)

第 7 条 略

2 略

3 第 1 項の貸出券の交付を受けられる者は、日本国内に住所を有する者とする。ただし、教育委員会が必要と認めた者については、この限りでない。

様式第 3 号 (第 7 条関係)

貸出券申込書

刈谷市中央図書館長		申請日	年 月 日
フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
氏名			

旧

(閲覧時間)

第 3 条 閲覧時間は、次のとおりとする。

名称	期間	時間
刈谷市中央図書館	4 月から 9 月まで	午前 9 時から午後 7 時まで (<u>土曜日、日曜日</u> 及び祝日は、午前 9 時から午後 6 時まで)
	10 月から翌年 3 月まで	午前 9 時から午後 6 時まで
刈谷市富士松図書館	4 月から翌年 3 月まで	午前10時から午後 6 時まで

(館外貸出しの手続)

第 7 条 略

2 略

3 第 1 項の貸出券の交付を受けられる者は、衣浦東部広域行政圏内又は刈谷市を中心市として形成する定住自立圏内に在住し、又は勤務し、若しくは在学する者とする。ただし、教育委員会が必要と認めた者については、この限りでない。

様式第 3 号 (第 7 条関係)

貸出券申込書

刈谷市中央図書館長		申請日	年 月 日
フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
氏名			

新				旧																			
<table><tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>電話番号</td><td>第 1 順位 () —</td><td>第 2 順位 () —</td><td></td></tr></table>				住所				電話番号	第 1 順位 () —	第 2 順位 () —		<table><tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>電話番号</td><td>第 1 順位 () —</td><td>第 2 順位 () —</td><td></td></tr></table>				住所				電話番号	第 1 順位 () —	第 2 順位 () —	
住所																							
電話番号	第 1 順位 () —	第 2 順位 () —																					
住所																							
電話番号	第 1 順位 () —	第 2 順位 () —																					
				<table><tr><td rowspan="2"><u>通勤・ 通学先</u></td><td><u>名 称</u></td><td></td><td><u>電話 番号</u></td><td>() —</td></tr><tr><td><u>所在地</u></td><td colspan="3"></td></tr></table>				<u>通勤・ 通学先</u>	<u>名 称</u>		<u>電話 番号</u>	() —	<u>所在地</u>										
<u>通勤・ 通学先</u>	<u>名 称</u>		<u>電話 番号</u>	() —																			
	<u>所在地</u>																						
※学生等で住所を証明できるものがない方は、提示する証明書に記載の住所を下記に記入してください。 <table><tr><td rowspan="2">帰省先等</td><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>電話 番号</td><td>() —</td><td></td></tr></table>				帰省先等	住所			電話 番号	() —		※学生等で住所を証明できるものがない方は、提示する証明書に記載の住所を下記に記入してください。 <table><tr><td rowspan="2">帰省先等</td><td>住所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>電話 番号</td><td>() —</td><td></td></tr></table>				帰省先等	住所			電話 番号	() —			
帰省先等	住所																						
	電話 番号	() —																					
帰省先等	住所																						
	電話 番号	() —																					